

平成29年第2回
尾鷲市議会定例会

市 政 報 告

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

(登壇)

開会にあたりまして、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされたわけですが、わたくしにおきましては、任期満了まで市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、議員の皆さま方におかれましては、市政運営に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成29年第2回定例会にあたり、議案についてのご説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(防災対策)

はじめに、災害時の防災協定についてであります。

去る6月8日に第三銀行尾鷲支店との間で、災害時におきまして相互に協力し、迅速かつ円滑な復興復旧対策等を行う「災害協力に関する協定」を締結いたしました。

これにより、相互応援並びに営業時間内における施設利用として、津波来襲時に逃げ遅れた場合、同社の協力により避難ビル等として使用できることが可能となりました。

また同日、三紀産業株式会社と「避難所施設・物資拠点等利用に関する協定」を締結いたしました。

これにより、大規模災害時におきまして、国・県内外から届けられる支援物資の集積拠点等として、復興に向け効果的な協定締結となりました。

これまでに結んでいる協定に加え、新たに2件の協定を結ぶことで、より災害に強いまちづくりを進めることができたものと感じております。

次に、防災訓練についてであります。

去る6月25日、三木里町地内におきまして、土砂災害に対する住民の意識向上や防災関係機関等との更なる連携強化を図ることを

目的に「平成29年度尾鷲市土砂災害総合防災訓練」を実施いたしました。

今回の訓練は、大雨により市内全域に避難勧告が発令される中、三木里地域に大規模な土砂災害が発生したという想定のもと、尾鷲市建設業協会による瓦礫^{がれき}の除去を皮切りに、三重県ドローン協会による三木里町地内の偵察、特別養護老人ホームあさひを舞台とした救助訓練を行っております。

さらには、災害に強い物流システム構築に向けての実践として、市内企業による陸上からの物資輸送、海上保安庁による海上からの物資輸送、雨天の都合により中止となりましたが、自衛隊ヘリによる空からの物資輸送を想定に行っております。

このような訓練を通じて、災害発生時における防災関係機関の適切な役割分担と相互の連携を検証することで、今後の防災対策に活用してまいりたいと考えております。

(林業の振興)

次に、林業の振興についてであります。

農林水産省が、平成28年度に新たに創設した制度である「日本農業遺産」に、本年3月、「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業システム」が認定され、翌月には今回認定された7地域とともに「日本農業遺産地域認定証授与式」へ出席してまいりました。

この「尾鷲ヒノキ林業システム」は、当地域の自然環境や社会環境に適応しながら形作られてきたシステムであり、それに関わって育まれた文化や産業が地域に深く根ざしていることから、この高品質な尾鷲ヒノキを持続的に生産する独自の伝統的技術を、地域の誇りとして将来に受け継がなければならないと考えております。

また、これを契機として産学官が一丸となり「尾鷲ヒノキ」のさらなるブランド力の向上に取り組み、より一層、林業の振興や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

(食のまちづくりの推進)

次に、食のまちづくりの推進についてであります。

本市では「食」のまちづくり基本計画を策定し、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画におきましても、重点的な取り組みである「おわせ人づくり」の推進エンジンとして、「食」を位置付けております。

その取り組みの一環として、尾鷲商工会議所と連携のもと、市内飲食店や製造業者を対象とした「おわせいっぴんLABO」を開催し、専門家による「食」を共通テーマとしたセミナーや個別相談会を実施し、飲食業の新たなメニュー開発、製造業の新たな特産品開発を支援してまいります。

また、これら事業の進展により、各実行委員会等で取り組まれております「尾鷲旬のコツまみバル」や「おわせ棒」等の「食」の関連イベントと相乗効果を図りながら、本市の「食」の魅力を発信し、地域内外からまちなかへの誘客につなげてまいりたいと考えております。

さらには、新たに開発された特産品を、来訪者のお土産品や尾鷲まるごとヤーヤ便、ふるさと納税の返礼品として活用しながら、今後も地域内外へ「尾鷲の食」の魅力をPRし「食のまち尾鷲」としてのブランド化につなげていく必要があると考えております。

このような中で、昨年、尾鷲金盛丸の「極上まぐろの角煮」が、JAL国際線ファーストクラスに採用されたことに続き、本年6月から8月の3か月間、平山農園の甘夏ジュースを使用した「甘夏のプリン」が、14カ国に向かうJAL国際線ビジネスクラスのデザートに採用されるなど、尾鷲の「食」が評価されてきております。

次に、「食」のまちづくりにおける地域おこし協力隊の活動状況についてであります。

まず、九鬼地区では、地域食材を活用した、地域で唯一の食事処「^あ網^ぼ干^ぼ場」を運営しており、全国ネットのテレビに取り上げられて以降、多くのお客様にご来訪をいただいております。

また、早田地区では、漁港で水揚げされた魚を産地直送する「うみまかせ」や、都市部での「魚のさばき会」の取り組みに加え、市内から車にて1時間圏内の地域への移動販売を行うなど、早田町のPRに努めております。

さらに、梶賀地区では、軽食や特産品などを販売する「網元ノ家^{あみもとのいえ}」をオープンさせ、本年4月には、株式会社梶賀コーポレーションを地域の方たちと設立し、「あぶり」を中心とした水産加工品の販路拡大に努めております。

一方、尾鷲観光物産協会駐在の協力隊におきましては、本協会と協力しながら、尾鷲まるごとヤーヤ便や、ふるさと納税の返礼品を中心に、市内各事業者と連携し、商品やPR企画を行うとともに、これらの取り組みについてSNS等での情報発信を行っております。

これら協力隊の活動を通じ、各地区におきましての「食」を中心としたまちづくりが進んでいるものと感じております。

(子育て支援の推進)

次に、子育て支援の推進についてであります。

市民の皆さまと子育てについて話し合う「尾鷲子育てまちづくり座談会」については、今月6日に第10回座談会を「熊野古道センター」で開催する予定で、これまでの座談会で提案され、実行してきた内容に加え、新たな提案をいただきながら、地域に密着した子育て支援の構築を目指してまいります。

また、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置についても、庁内各課が連携しながら体制づくりを進めており、子育て支援、発達支援、児童虐待防止など、保護者のニーズに対し包括的に対応できる「ワンストップ拠点」としての役割が重要なことから、引き続き取り組んでまいります。

このように、本市の魅力を生かしながら、子育て世代のニーズに応える取り組みを進め、「子育てしたい・しやすいまちづくり」につ

なげてまいりたいと考えております。

(保育所整備)

次に、保育所整備の進捗状況についてであります。

「尾鷲市保育所整備基本計画」に基づき、平成27年度に矢浜保育園を、昨年度には尾鷲第三保育園を、津波浸水予想区域から安全な高台へと移転整備を行い、現在、尾鷲第四保育園の建設に取り組んでおります。

これにより、本計画に基づく整備が完了することとなり、園児に対し安全でより良い保育環境と、保護者が安心して働ける環境を提供できることとなります。

(学校教育の充実)

次に、学校教育の充実についてであります。

学力向上の取り組みについては、文部科学省が行う全国学力学習状況調査及び県教育委員会によるスタディチェックが、去る4月18日に実施されました。各校では、自己採点と分析をし、自校の強み弱みを把握した上で、児童・生徒の学力向上を目指し、日々の授業内容充実のため、改善に努めているところであります。

また、教員の指導力向上を図るため、自校の児童・生徒の課題に応じた研修テーマを設け、授業研究を中心とした取り組みについても鋭意推進しております。

今後は、教育委員会におきまして、「尾鷲市学力検討委員会」を立ち上げ、全国学力学習状況調査の市全体としての結果分析を行い、さらに「尾鷲市学力向上委員会」を組織し、各学校の実践事例を共有し合いながら、学力向上に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、三木・三木里小学校の再編についてであります。

昨年度、新しい学校づくりに向けた「統合検討基礎調査」を行い、これを参考にしながら、両地区の役員や両校のPTAの皆さんでつ

くる「学校づくり協議会」において、学校再編に向け課題の協議を進めており、引き続き検討してまいります。

（国体競技種目誘致）

次に、国体競技種目誘致についてであります。

平成33年開催の第76回国民体育大会、通称「三重とこわか国体」における「正式競技」では、水泳競技のなかのオープンウォータースイミング種目の大会誘致を進めております。

本年も、7月30日に、愛媛国体の三重県代表選手選考会を兼ねた「オープンウォータースイミング三重オープン2017尾鷲」を三木里海岸で行います。

今年の大会は、日本水泳連盟の全国12か所の認定大会として承認されたことに伴い、サーキットシリーズとしてポイントランキングにより年間チャンピオンを決める大会に位置づけられました。

このことから、三木里海岸での大会にも全国トップクラスの選手が参加することが予想され、ますます質の高い大会となっていくこととなります。

今後も、尾鷲市体育協会、三重県水泳連盟、尾鷲・海山両水泳協会、三木里区など、関係機関と連携し国体誘致を確実なものにしたいと考えております。

一方で、「デモンストレーションスポーツ」は、「ウォーキング」と「ユニカール」の開催が決定しており、さらに「クッブ」という木を使ったニュースポーツについて、現在、県に申請中であり、採択が決まれば、尾鷲ヒノキのPRもかねて本競技の普及にも努め、これらを本市の生涯スポーツの振興につなげてまいりたいと考えております。

（資源循環型社会の推進）

次に、資源循環型社会の推進についてであります。

本市におきましては、循環型社会の構築に向けた取り組みとして、

平成25年度に指定ごみ袋制度を導入し、ごみ排出量の削減と分別による再資源化を推進してまいりました。

今後におきましても、エリアワンセグ等による啓発活動や、子どもたちに対する環境教育を通じて、市民の皆さまとともに環境に対する理解と関心を深めながら取り組んでいくことが必要であると考えております。

また、可燃ごみの処理施設につきましては、現施設の適正な維持管理と安定稼働に努めるとともに、広域処理を前提とした広域ごみ処理施設整備の推進に向けて、引き続き関係市町と連携していく必要があるものと考えております。

(都市基盤整備)

次に、都市基盤整備についてであります。

都市計画道路尾鷲港新田線は、本年度から県の都市計画事業としてスタートし、現在、墓地の管理者調査を進めるとともに、土地や建物の補償に向けた調査を実施すべく、県と市の担当者が地権者への説明を実施しているところであります。

さらに、折橋墓地の移転につきましては、本市におきまして、移転先の検討及び墓地関係者との調整等を実施しており、引き続きこの調整を進めてまいります。

今後も、当路線の早期供用に向け、地元の皆さまにご協力をいただきながら、県と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

(定住移住の促進)

次に、定住移住の促進についてであります。

地域おこし協力隊である定住移住コンシェルジュが4名体制となったことから、本年3月1日より森林組合おわせ尾鷲事業所内に「おわせ暮らしサポートセンター」を開設いたしました。

本市の魅力や、定住移住に関する情報発信をはじめ、大都市圏で

行われる移住フェアへの積極的な参加や、九鬼町の移住体験住宅の利活用、住まいのサポートとしての「空き家バンク」など、移住者等の受け入れ体制を強化しているところであります。

また、仕事のサポートを充実していくため、事業所の紹介に加え、後継者がいないことにより廃業を考えている方の事業を、起業希望者に対して引き継いでいく「^{けいぎょう}継業」の取り組みなど、仕事に関する新たな情報を発信する「仕事バンク」について、引き続き尾鷲商工会議所と連携し、基礎調査を進めてまいりたいと考えております。

（ふるさと納税）

次に、ふるさと納税についてであります。

昨年度におきましても、全国の皆さまから本市への応援の気持ちとして、大変多くのご寄附をいただくことができました。

昨年度の実績といたしましては、3,336件、約7,100万円となっており、本年度におきましては、5月末時点で、902件、約2,100万円のお申し込みをいただいているところであります。

また、本年度より、返礼品を45品から101品に増やすとともに、カタログにつきましてもリニューアルいたしました。

今後につきましても、引き続き、尾鷲観光物産協会など関係団体と十分な連携協力を行うとともに、「ふるさと納税南部まるごと発信事業」の活用や、インターネットでのPRなど、さらに多くのご寄附がいただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

（国民健康保険制度改革）

次に、国民健康保険制度改革についてであります。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国におきまして国民健康保険制度への財政支援の拡充を行い、財政基盤を強化するとともに、都道府県が市町村とともに国民健康保険事業の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たすこととなります。

来年度からは、県が国保特別会計を設け、県全体で必要となる医療費に充てるため、市町ごとの納付金と、それに見合う標準保険料率を提示するとともに、市町におきましては、県が算定した納付金額を支払うため、県から示される標準保険料率を参考に、実際の保険料率を決定し、賦課・徴収を行うこととなります。

今後におきましては、被保険者の資格管理、健康づくりなどの保険事業に取り組みながら、制度改革に向け県と連携を密に準備を進めてまいります。

以上を持ちまして、わたくしの今任期の最後の市政報告となりますが、本市の財政状況は大変厳しく、加えて様々な諸課題が山積みされている状況にあります。今後におきましては、議会と執行部が更なる連携強化を図ることで、市政運営の両輪となり、本市が発展していくものと確信しております。

2期8年間、皆さまからご指導、ご鞭撻を賜りましたこと心から感謝申し上げます、今定例会の市政報告とさせていただきます。

(提案説明)

それでは、今回提案しております議案についてご説明いたします。

まず、議案第35号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」から、議案第38号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」までの4議案についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第35号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきましては、児童福祉法の改正に伴い、同条例の一部を改正するもので、改正の概要といたしましては、所定の研修を修了したうえで養子縁組里親名簿に登録された職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限するため、所要の改正を行うものであります。

次に、3ページの議案第36号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、議案第35号と同様に、養子縁組里親名簿に登録された職員の育児休業取得を可能とするため、また、育児休業の再取得や延長ができる特別な事情として、保育所等に入所できない場合についても対象となるよう、本条例の一部を改正するものであります。

次に、5ページの議案第37号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」につきましては、雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた本条例の一部を改正するものであります。

次に、8ページをご覧ください。

議案第38号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が本年4月1日より施行されたことに伴う、同条例の一部改正であります。

改正の概要といたしましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある

場合における加算額の改定を行うものであります。

次に、議案第39号「平成28年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と議案第40号「平成28年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(病院事務長)

議案第39号「平成28年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましてご説明申し上げます。

まず、決算のご説明の前に、平成28年度の病院稼働状況について、ご説明申し上げます。

平成28年度尾鷲市病院事業会計決算書の19ページの業務、1.業務量(1)稼働状況をご覧ください。

平成28年度の入院患者数は、一般病棟が5万7,142人、療養病棟が1万5,102人、合計、延べ7万2,244人で、前年度と比較して2,641人増加しております。

外来患者数は、延べ9万9,712人で、前年度と比較して1,619人減少しております。

また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して78.7%、療養病棟の病床数56床に対して73.9%、全体の病床利用率は77.6%で、前年度と比較して3.0ポイント上昇しております。

次に、20、21ページをご覧ください。

科別患者取扱状況は、入院では、外科が1,715人、整形外科が3,603人、小児科が46人、皮膚科が165人、泌尿器科が315人増加しておりますが、内科が2,523人、呼吸器外科が377人、産婦人科が244人、眼科が59人減少しております。

また、外来では、整形外科が1,707人、眼科が34人増加しておりますが、内科が911人、神経内科が213人、外科が638人、呼吸器外科が141人、脳神経外科が311人、小児科が27人、産婦人科が22人、耳鼻咽喉科が183人、精神科が9人、皮膚科が362人、泌尿器科が261人、放射線科が282人減少しております。

それでは、平成28年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について、ご説明いたします。

1、2ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款、病院事業収益の予算額43億8,965万6千円に対し、決算額は、45億738万1,812円で、予算額に比べ1億1,772万5,812円の増であります。

次に、支出では、第1款、病院事業費用の予算額、43億6,961万5千円に対し、決算額は、43億3,599万6,919円で、不用額は3,361万8,081円であります。

この報告書の各項につきましては、後程、損益計算書でご説明いたします。

次に、3、4ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入の予算額2億9,567万1千円に対し、決算額は、2億9,566万7千円で、予算額に比べ4千円の減であります。

次に、支出では、第1款、資本的支出の予算額4億5,715万円に対し、決算額は、4億5,279万8,863円で、不用額は435万1,137円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億5,713万1,863円につきましては、全額、一時借入金で措置しております。

次に、5、6ページの損益計算書をご覧ください。

1 医業収益は、39億3,431万1,367円、2 医業費用は、41億9,452万2,414円で、医業損失は、2億6,021万1,047円であります。

3 医業外収益は、5億6,153万4,948円、4 医業外費用は、2億1,342万2,200円で、医業外収支は、3億4,811万4,728円であります。

この額から医業損失を差し引いた8,790万3,681円が経常利益であります。

5 特別利益は、31万7,227円、6 特別損失は、132万8,

609円で、当年度純利益は、8,689万2,299円であります。

これに、前年度繰越欠損金27億8,743万7,897円を加えた当年度未処理欠損金は、27億54万5,598円となり、この額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7、8ページの剰余金計算書をご覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円であります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ3,130万9,412円、1,827万6,650円、1億6,696万3,762円であります。

その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金979万2千円により、当年度末残高は、25億6,638万5,421円であります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は、27億8,293万5,245円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益8,689万2,299円により、当年度末残高は、マイナス27億54万5,598円であります。

次に、7ページ下段の欠損金処理計算書をご覧ください。

いずれも、当年度処分数はありませんので、資本金の処分後残高は、2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は、27億8,293万5,245円、未処理欠損金の処分後残高は、マイナス27億54万5,598円あります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、9ページ、資産の部をご覧ください。

1 固定資産の(1)有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた31億7,169万5,7

00円であります。

(2) 無形固定資産は、327万9,200円であります。

(3) 投資その他の資産は、1,803万8,143円で、これら固定資産合計は、31億9,301万3,043円であります。

次に、2流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品、(4)前払金を合わせた流動資産合計、7億7,671万8,497円あります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、39億6,973万1,540円あります。

次に、10ページ、負債の部をご覧ください。

3固定負債の(1)企業債は、平成30年度以降償還予定の企業債22億5,603万6,647円あります。

(2)引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した1億6,141万5,578円あります。

4流動負債の(1)一時借入金は、3億8千万円で、前年度と比較して7千万円の減であります。

(2)企業債は、平成29年度償還予定の3億954万1,924円あります。

(3)未払金は、1億2,756万9,891円あります。

(4)引当金は、イ賞与引当金1億663万8,311円、ロ法定福利費引当金1,989万538円で、引当金合計は、1億2,652万8,849円あります。

(5)その他流動負債は、2,199万5,238円で、流動負債合計は、9億6,563万5,902円あります。

5繰延収益は、収益化累計額を差し引きした長期前受金が、3億339万7,671円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、36億8,648万5,798円あります。

次に、11ページ、資本の部をご覧ください。

6資本金は、2億85万6,095円あります。

7剰余金の(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、

ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した 27 億 8,293 万 5,245 円であります。

(2) 欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の 27 億 54 万 5,598 円となり、これを資本剰余金から差し引いた 8,238 万 9,647 円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、2 億 8,324 万 5,742 円、負債の部と合わせた負債資本合計は、39 億 6,973 万 1,540 円で、9 ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13 ページには、会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。

以上が、平成 28 年度尾鷲市病院事業会計の決算説明であります。

なお、決算書の 14 ページ以降に、決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(水道部長)

議案第40号「平成28年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきましてご説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、平成28年度の水道事業の概況について、ご説明申し上げます。

決算書の13ページをご覧ください。

平成28年度の給水戸数は9,566戸で前年度に比べて79戸の減であり、普及率は99.8%でございます。

年間総給水量は400万6,219立方メートル、前年度と比較すると給水量で9万5,780立方メートルの増、有収水量で3万7,366立方メートルの増となっております。有収水量増加は大口使用量の増加が主な要因と考えております。

「建設改良と維持管理」につきましては、上水道において倉ノ谷町、新田町、野地町地内の配水管布設替工事及び桂山配水池場内整備工事、向井加圧ポンプ場加圧ポンプ他取替工事詳細設計業務委託を実施いたしました。

簡易水道においては、曾根町、須賀利町、三木里町、賀田町地内の配水管布設替工事及び早田地内配水管改良工事、三木里浄水場送水ポンプ取替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、「事業収益」5億6,250万4,373円に対し「事業費用」4億7,709万7,534円で、差し引き8,540万6,839円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

決算書の1ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款「水道事業収益」予算額6億226万4千円に対し、決算額は6億414万4,834円で、予算額を188万834円上回っております。

次に、支出の第1款「水道事業費用」予算額5億2,504万1千円に対し、決算額は5億1,327万4,359円で、1,176万6,641円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款「資本的収入」予算額2,226万5千円に対し、決算額は2,327万880円で、予算額より100万5,880円上回っております。

次に、支出の第1款「資本的支出」予算額2億9,283万8千円に対し、決算額は2億8,240万1,354円であり、不用額は1,043万6,646円となりました。

資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額、2億5,913万474円は、下段に記述してありますように当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額540万6,404円、当年度分損益勘定留保資金2億35万5,017円、減債積立金5,336万9,053円で補てんいたしました。

次に、5ページの損益計算書をご覧ください。

1.「営業収益」5億2,215万5,445円から2.「営業費用」4億1,351万5,502円を差し引いた、1億863万9,943円が営業利益で、これに3.「営業外収益」4,034万8,928円を加え、4.「営業外費用」6,327万1,678円を減額しますと、経常利益8,571万7,193円となります。

この経常利益に、6.「特別損失」31万354円を減額した、8,540万6,839円が、当年度純利益となります。

これに前年度繰越利益剰余金1億6,263万370円と、減債積立金の取り崩しにより発生する「その他未処分利益剰余金変動額」5,336万9,053円を加えた3億140万6,262円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をご覧ください。

「資本金」当年度末残高は17億6,466万6,138円となっております。

「資本剰余金」につきましては、平成26年度の制度改正により負債「繰延収益」に整理することになったため、前年度からの動きは無く、当年度末残高は4,682万388円となります。

利益剰余金の部では、「減債積立金」は補てん財源として使用した5,336万9,053円を減額した3億4,157万9,683円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が、未処分利益剰余金に計上されます。

「建設改良積立金」は前年度末残高と同額となります。

「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億140万6,262円で、「利益剰余金合計」は、7億1,942万1,901円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括してご審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金3億140万6,262円のうち、減債積立金の使用に伴い発生した「その他未処分利益剰余金変動額」と同額分5,336万9,053円を資本金へ組入れ、残額の2億4,803万7,209円を翌年度へ繰越するものでございます。

次に、8ページから10ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、8ページの資産の部であります。1.「固定資産」は（1）「有形固定資産」から（3）「投資その他の資産」までの合計で55億2,324万2,823円であります。

2.「流動資産」は、（1）「現金預金」から（4）「その他流動資産」までの合計で、8億351万5,559円で、「資産合計」は63億2,675万8,382円となります。

次に、9ページの負債の部であります。3.「固定負債」は（1）企業債と（2）引当金の合計で、31億5,883万3,880円となります。

4.「流動負債」は(1)企業債から(4)その他流動負債までの合計2億4,249万6,465円となり、5.「繰延収益」3億9,451万9,610円を合わせた「負債合計」は37億9,584万9,955円となります。

次に、10ページの資本の部では、6.「資本金」といたしまして、17億6,466万6,138円、7.「剰余金」といたしまして、(1)資本剰余金4,682万388円、(2)利益剰余金7億1,942万1,901円となり、「資本剰余金」と「利益剰余金」を加えた「剰余金合計」は7億6,624万2,289円で、「資本合計」は25億3,090万8,427円となります。

負債資本の合計は、63億2,675万8,382円となり、8ページ二重線を引いております「資産合計」の額と一致しております。

次の、11ページ、12ページは、会計処理の基準及び手続きを注記として明示しております。

以上で平成28年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の説明といたします。

なお、決算書の13ページから31ページまで決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、報告案件についてご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

報告第7号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成28年度事業報告及び決算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(生涯学習課長)

それでは、報告第7号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成28年度事業報告及び決算について」ご説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

「平成28年度事業報告及び決算」の1ページをご覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、基本財産、事業内容、役員構成が記載されており、これに基づき運営しております。

2ページ、3ページには、平成28年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4ページをご覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計4万7,265人で、昨年度と比べ8,379人の増となっております。

大ホールが3,396人の増、小ホールは3,331人の増となっております。

大ホールの増の主な要因は、貸館事業での三重県障がい者芸術文化祭が3日間にわたり開催されたことや、熊野古道センター開館10周年記念コンサートが行われたこと、また、自主事業でのせぎやま倶楽部の発表会が、一昨年が1回であったところ、昨年は2回開催されたことなどによるものであります。

次に、5ページには催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

これは、本振興会が主催した事業であります。

コンサート、映画、せぎやま倶楽部の発表会、尾鷲節コンクールと夢舞台発表会など、計13回の事業を実施しております。

次に、8ページの貸借対照表をご覧ください。

I 資産の部ですが、1 流動資産と2 固定資産を合計した資産合計は5, 293万2, 922円で、II 負債の部では、1 流動負債と2 固定負債を合計した負債合計が1, 285万2, 589円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額4, 008万333円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、9ページの正味財産増減計算書をご覧ください。

(1) 経常利益の内訳は、①基本財産運用益が3万1, 500円、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が1, 076万9, 130円で、内訳といたしまして、入場料収益が285万5, 533円、刊行物等販売収益が23万5, 197円、これは、自販機^{うりさばき}売捌手数料及び刊行物等物販手数料であります。貸館利用料収益が767万8, 400円となっております。

次に、③雑収益は、公衆電話通話料等の1, 920円であります。④管理受託収益は4, 985万円で、これは、尾鷲市と委託契約に基づく受託費収益であります。

以上、経常収益計は6, 065万2, 550円であります。

次に、(2) 経常費用の①事業費をご覧ください。

このうち主な事業経費といたしましては、給料手当691万4, 505円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金772万8, 848円は嘱託職員3名分の賃金、福利厚生費223万7, 929円は職員1名、嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費825万9, 010円、賃借料176万6, 875円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費1, 953万3, 057円は、自主事業公演委託料等であります。

手数料207万546円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費計は5, 314万9, 697円となります。

次に、②管理費をご覧ください。

この費用は、文化会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なものは、臨時雇用賃金280万2,285円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

次に、10ページをご覧ください。

委託費132万4,561円は、会館保守管理業務委託費であります。

経常費用計につきましては5,960万9,097円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額104万3,453円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税42万4,800円を差し引いた61万8,653円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高3,946万1,680円を加えますと、一般正味財産期末残高は4,008万333円となり、8ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、11ページから12ページまでは、先ほど説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成24年度までは法人会計のみの経理でよかったものが、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲節コンクール等の共催事業並びに貸館事業であります。教育委員会が実施している成人式等も公益目的事業として取り扱われております。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることが条件となっております。平成28年度の公益比率は79.8%ですので、公益目的を果たしているものであります。

また、公益目的事業会計の経常収益計の金額よりも、経常費用計の金額が上回る必要があります。これは、11ページの経常

収益計が4,594万6,991円に対しまして、12ページの経常費用計が4,756万7,062円であり、162万71円上回っておりますので、条件を満たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、13ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、ご覧の金融機関に預貯金されております。

特定資産の当期増加額は70万1,322円で、当期末残高合計は4,783万6,516円となります。

次に、14ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、15ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I資産の部では、流動資産合計502万5,174円と固定資産合計4,790万7,748円を合わせた資産合計は5,293万2,922円であります。

II負債の部では、15ページの流動負債合計200万6,618円と固定負債合計1,084万5,971円を合わせた負債合計は1,285万2,589円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は4,008万333円となります。

次に、16ページには、5月30日に実施しました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第7号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成28年度事業報告及び決算について」の説明とさせていただきます。

(降壇)